第二区
島原市
諫早市
大村市
対馬市
壱岐市
雲仙市
南島原市
西彼杵郡
第三区
佐世保市
平戸市
松浦市
五島市
西海市
東彼杵郡
北松浦郡
南松浦郡
別表第一長崎県第四区の項を削る。
別表第一鹿児島県第一区の項を次のように改める。
第一区
鹿児島市
本庁管内
伊敷支所管内
吉野支所管内
吉田支所管内
松元支所管内
郡山支所管内
桜島支所管内
鹿児島郡
別表第一中「及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域」を削る。
別表第二東北の項中「十三人」を「十二人」に改め、同表南関東の項中「二十二人」を「二十三人」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「十九人」に改め、同表北陸信越の項及び中国の項中「十一人」を「十人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（適用区分）

2　この法律による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この項において「施行日以後の初回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

（別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い）

3　新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、令和四年六月十六日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなす。ただし、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたって市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下同じ。）があったときは、施行日に当該境界変更があったものとみなして、新法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第九十号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表報酬月額の欄中「二七七、六〇〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「二五六、三〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」を「二四九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第九十一号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表俸給月額の欄中「二七七、六〇〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「二五六、三〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」を「二四九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に、「二二三、六〇〇円」を「二二六、五〇〇円」に、「二一五、八〇〇円」を「二一八、八〇〇円」に改める。